交通政策基本計画の概要

【本計画が対応すべき社会・経済の動き】

(1)人口急減、超高齢化の中での個性あふれる地方創生 (2)グローバリゼーションの進展 (3)巨大災害の切迫、インフラの老朽化 (4)地球環境問題 (5)ICTの劇的な進歩など技術革新の進展 (6)東日本大震災からの復興 (7)2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催

基本的方針

A. 豊かな国民生活に資する使い やすい交通の実現

【日常生活の交通手段確保】(16条)

【高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動】(17条) 【交通の利便性向上、円滑化、効率化】(18条) 【まちづくりの観点からの施策推進】(25条)



①自治体中心に、コンパクトシティ化等まちづくり施 策と連携し、地域交通ネットワークを再構築する

施②地域の実情を踏まえた多様な交通サービス の展開を後押しする

- 標③バリアフリーをより一層身近なものにする
 - ④旅客交通・物流のサービスレベルをさらなる 高みへ引き上げる

B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流 ネットワークの構築

【産業・観光等の国際競争力強化】(19条) 【地域の活力の向上】(20条) 【観光立国の観点からの施策推進】(26条) 【国際連携確保・国際協力】(30条)



- ①我が国の国際交通ネットワークの競争力を強化する
- ②地域間のヒト・モノの流動を拡大する
- ③訪日外客2000万人に向け、観光施策と連携した取組を強める
- ④我が国の技術とノウハウを活かした交通 インフラ・サービスをグローバルに展開する

C. 持続可能で安心・安全な 交通に向けた基盤づくり

【運輸事業等の健全な発展】(21条) 【大規模災害時の機能低下抑制、迅速 な回復】(22条) 【環境負荷の低減】(23条)



- ①大規模災害や老朽化への備えを万全なものとする
- ②交通関連事業の基盤を強化し、安定 的な運行と安全確保に万全を期する
- ③交通を担う人材を確保し、育てる
- ④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境 対策を進める

基本法上の国の施策

【関係者の責務・連携】(8~12、27条) 【総合的な交通体系の整備】(24条) 【調査・研究】(28条) 【技術の開発及び普及】(29条)

【国民の立場に立った施策】(31条)

施策の推進に当たって特に留意すべき事項

- ①適切な「見える化」やフォローアップを行いつつ、国民・利用者の視点に立って交通に関する施策を講ずる
- ②国、自治体、事業者、利用者、地域住民等の関係者が責務・役割を担いつつ連携・協働する
- ③ICT等による情報の活用をはじめとして、技術革新によるイノベーションを進める
- ④2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催とその後を見据えた取組を進める